



神奈川ネット 市政報告

No.120 発行日:2018年7月24日



市議 山崎さゆき

http://yamazaki.kanagawanet.jp/



市議 くにかね久子

http://kunikane.kanagawanet.jp/

安心して歩くために 道にベンチを

健康都市宣言をしている大和市は、歩く健康づくりに力を入れています。健康寿命を延ばすことは大切ですが、歩くことに不安があり引きこもりがちになる人もいます。歩く健康づくりのためには、安心して外出できる施策が欠かせません。

山崎さゆき（大和市議）

大和市は、歩くことによる健康づくりを推進するため、昨年4月から健康づくり推進課に「歩こう担当」を新設しました。今年には「歩く健康づくり条例」を制定する予定です。

歩くためには 環境整備が重要

歩くことは、健康の基本です。歩く健康づくりのためには、元気な人をより元気にする施策とともに歩きに自信がない人や、歩くのが不安な人のために、安心して外出できるように施策とまちづくりが不可欠です。

少し歩いて、もう少し歩く。その繰り返しの中でこそ、介護予防や健康増進のための歩行が可能となります。「外出しよう」「歩いて行っても大丈夫」と思えなければ、歩きに自信のない人は家から出ることができません。

100m歩くのも 不安な人がいる

2015年の国土交通省「全国都市交通特性調査」によると、無理なく休まずに歩ける距離が100mまでとする人が75歳以上では17%にのぼるという結果が出ています。高齢の方たちが外出するためには、ひと休みする場所が必要です。

2014年の内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」によると、高齢者の外出時の障害は、1位「道路に階段、段差、傾斜があったり、歩道が狭い」、2位「ベンチや椅子等休める場所が少ない」となっています。

います。大和市の市民の方からも同様な意見が多く出されています。

誰もが利用できる ベンチの設置を

歩きに不安がある人も外出できる環境にするため、今回の一般質問では、道にベンチを設置することを提案しました。歩くのに不安がある高齢者も、道にちよつと休めるベンチがあることで、歩く不安が減らすことができます。荷物があふるときには、置いて休むことができます。

高齢者ばかりでなく、小さい子どもがいる保護者なども、座れる場所があれば、ひと休みできます。同じベンチに座った見知らぬ人の間に会話が生まれ、地域のつながりもできます。

ベンチを設置するのがスペース的に難しい場合でも、ちよつと腰かける場所、例えば、木の周りに丈夫な幅広の柵のようなものがあれば、腰を下ろすことができます。



▲花壇の柵、兼ベンチ

ベンチでなくても、個人宅や集合住宅の塀などの部分に腰掛け可能なブロック等があり休んでいいとわかるならば、

歩行者は利用が可能となり、ベンチの代わりとなり得ます。歩きにくい道で傾斜があるところに手すりがあれば、不安なく歩くことができます。

市はベンチ設置の 検討を始めるかと答弁

一般質問での提案に対し、市は「歩く途中で休息できる場所を増やすことは、歩くことに不安を持つ人の外出促進の一助となるので、設置に向けた検討を始める」と答弁しました。すべての市民が安心して歩けることができるよう、ベンチを増やしていくことが期待されます。

市民参加で 歩きやすいまちづくり

道に休める場所を増やすには、市民の参加が不可欠です。住民が敷地の端に腰を下ろせるスペースを作ったお宅では、高齢者等から「ありがたう」「助かってます」と声かけがあるそうです。そのようなお宅が増えれば、我が家の前も使ってもらいたいと考え始める市民はきつといるはずです。

市内の道に休める場所が増える。そんな優しさに満ちた大和市になるには、私たち市民がまちづくりに参加していくことが大切です。

◇6月議会では、他にも「緑の保全」と「3歳児の視力検査」について質問しました。

◆山崎さゆきの一般質問はホームページでもご覧いただけます。こちらのQRコードからお入りください。



農地を生かした まちづくりを

くにかね久子

直売所で売られている旬の野菜は新鮮で、生産者の顔も見え、安心して購入できる良さがあります。また、人口密度が高く、緑被率が減少し続けている大和市では、農地は貴重な緑です。しかし市内の農業と農地は危機的な状況です。

農地を維持し農業を続けていくためには、経営感覚も重要です。練馬区の農業者の白石好孝さんは、区との連携等で、収益を上げる農業に取り組んでいます。リスク分散を念頭に、農業体験農園やブルーベリーの摘み取り園を運営。カルチャースクールとしての体験農園の収入は天候に左右されません。

練馬区は、農業体験農園の利用者への補助金等の支援体制を組んでいます。これらは「練馬区の農業振興計画」に基づいたものです。

国は、東日本大震災を契機に防災の観点等から都市農地の有効な活用や適切な保全を図るために、2016年に「都市農業振興基本法」を制定し、自治体に基本計画の策定を促しています。また、今年4月には4年後に迫った生産緑地の解除を10年先送りできる「特定生産緑地の指定」制度で、農地の宅地化をセーブできる仕組みをつくりました。

大和市の農地の4分の1を占める生産緑地。農業を振興し、農地を保全するには、自治体のまちづくりの視点が大きく影響します。「大和市版都市農業振興基本計画」を策定し、農地を生かしたるおおいのあるまちづくりを進めることが重要です。

